

こどもまんなか こども家庭庁

こども誰でも通園制度の推進

現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施（給付化）に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども誰でも通園制度
「ロゴマーク」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

✓対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体の実施

- ・ 利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・ 単価（補助基準） : 年齢に応じた単価を設定
- ・ 職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築（公定価格の設定等）、自治体支援や普及啓発を進める

- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】

- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進

- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実

- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】

- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



○ 全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る

【こども誰でも通園制度の実施割合（自治体）：100%（令和8年度）】

子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。

【子ども・子育て支援法】

- ① 政府は、支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。
（※支援納付金対象費用）
 - 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
 - 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
 - こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
 - 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。
- ② 医療保険者から毎年度徴収する支援納付金の額の算定方法を定める（※医療保険者間、右図のとおり按分）。
- ③ 内閣総理大臣は、社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせることができることとし、その業務等を定める。
- ④ 政府は、令和6～10年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において子ども・子育て支援特例公債を発行することができることとする。※償還期限は、令和33年度とする。
- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
 - ・ 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること
 - ・ 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）
 - ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること

子ども・子育て支援金 徴収額の年収別試算 〔2028年度、月額〕	年収 (万円)	国民健康保険 の加入者	被用者保険の 被保険者
	200	250円	350円
	400	550	650
	600	800	1,000
	800	1,100	1,350
	1,000	公表せず	1,650

※こども家庭庁による

【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。
- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。
※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

趣旨	児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が 教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる ことを義務付けるなどする。	
対象事業者	学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者 民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者	
対象事業者の責務等	<u>学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）</u> ・教員等及び教育保育等従事者による 児童対象性暴力等の防止 に努める ・児童対象性暴力等の 被害児童等を適切に保護 する	<u>国（第3条第2項）</u> ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な 情報の提供、制度の整備 等の施策を実施
対象事業者に求められる措置等	初犯対策 (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置 - 危険の早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等） - 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等） (2) 被害が疑われる場合の措置 調査（第7条第1項等） - 被害児童の保護・支援（第7条第2項等） (3) 教員等の研修（第8条等） 防止措置の義務 - 性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。（第6条等） ※ 特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインで示す予定。 情報管理措置等 ○ 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条等） ○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等） ○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条等）	再犯対策 (4) 対象となる性犯罪前科の有無の確認（第4条等） - 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 - 学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等） - 民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項） - 確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等） 特定性犯罪前科の確認対象 ㊦ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年 ㊦ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年 ㊦ 罰金：刑の執行終了等から10年 情報管理措置等の実施状況の指導・監督 ○ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条） ○ 情報の秘密保持義務（第39条）
指導・監督	<u>安全確保措置の指導・監督</u> ・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督 ・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督 （定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等）	<u>情報管理措置等の実施状況の指導・監督</u> ・国（こども家庭庁）が直接監督 （定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

※ 施行期日：令和8年12月25日